

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定に係る 評価項目に関するQ & A

- 1 項目5「地域連携」、6「インターンシップ」及び7「子ども参観日」について、コロナウイルスの影響で令和2年度は実施できませんでした。やむを得ない理由で実施できなかった場合も、評価の対象から外れるのでしょうか。（R3.5.18追加）

平成31年4月まで遡って実施した実績があれば記載してください。なお、評価対象期間に、不可抗力（コロナや自然災害等）により中止した場合、中止したことや開催予定であったことがわかる資料を提出いただくことで評価の対象となります。

- 2 項目8「年次有給休暇取得率」や項目12「所定外労働時間」などで比較対象とする産業別平均値について、業種が農業・林業・漁業の場合、どの産業に該当しますか。（R3.6.8追加）

農業・林業・漁業等、産業別平均値一覧表にあてはまる産業がない場合は、「調査産業計」の数値と比較します。

- 3 項目22「継続就労」について、対象となる離職者は、認定基準に記載の「結婚、妊娠、出産、育児、家族の看護・介護」に限られ、その他の理由による退職は対象に含まれないのでしょうか。（R3.5.18追加）

記載の理由以外の個人的な都合（スキルアップや人間関係の悪化による転職など）や家族の事情による離職も対象に含まれます。対象の離職者から除外されるのは、定年退職、従業員の責（重大な服務規律違反等）による退職など、やむを得ないものに限られます。